

☆ Imagine ☆

「ひと」と「まち」が元気に、地域力UP!



◎令和7年を迎え、新たな一年をスタートするにあたり、今年の活動方針について述べさせていただきます。

- (1) 市民の声を直接反映させる議会活動～皆様との対話を通じて課題を把握し、解決策を提案していきます。
- (2) 持続可能な地域づくり～環境面でも地域資源の活用やエコロジーに配慮した取組を推進します。
- (3) 高齢化社会への対応と福祉の充実～地域共生社会の実現を目指し、医療や介護の充実だけでなく、孤独孤立を防ぐ地域コミュニティの活性化、住み慣れた場所に安心して暮らせるような環境づくりを推進します。
- (4) 地域経済の活性化～地元産業への支援策を充実させ、若者や女性が活躍できる社会づくりを目指します。
- (5) 安全安心なまちづくり～市民の安全が最優先です。防災・防犯の強化、災害時対応体制の確立、交通安全の確保や街のバリアフリー化など、市民が安心して暮らせる環境づくりに一層力を入れます。

今年一年も、皆様のご期待に応えられるよう誠実に活動してまいります。引き続き、ご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年が皆様にとって、希望に満ちた素晴らしい一年となりますことを心より願っております。

●令和6年第4回定例会（11月27日～12月18日までの22日間）のご報告

令和6年第4回定例会においては、追加上程2件を含めた市長提出議案12件、報告2件、請願4件を審査しました。その主なものについてご報告いたします。

1. 地区公民館等の利用料金が令和7年4月1日利用分から変更になります。

- (1) 令和6年第2回定例会で地区公民館等の利用料金の上限額が改定されましたが、算定の根拠とした面積に誤りが判明したことで、並びに中丸公民館ホールの貸出面積を細分化し利便性向上を図るため、再度利用料金を算定し、改定・適用されることになりました。
- (2) 例えば、東部公民館の研修室を午前9時から午後10時（全日）利用する場合、改定前：2,600円→改定後：1,750円、東部集会所の場合では改定前：3,150円→改定後：2,900円となります。
- (3) また、中丸公民館ホールの貸し出し面については、4分の1面→6分の1面と細分化し、利用者の利便性向上を図る内容となりました。（詳細については、広報きたもと、北本市ホームページ、各公民館等のポスター等をご参照ください。）
- (4) 今回の改定は面積算定に際して設計図書を使用せずに「パンフレット」を使用したことで、指定管理者や利用者からの意見聴取等が十分でなかったことが原因であり、執行部には今後はこのようなことがないよう反省していただきたいと思っております。

2. 「北本市健康増進センター」の閉館時期は令和8年3月となりました。

- (1) 既にご承知のように、北本市栄市民交流センターは令和7年6月頃のオープンが予定されております。健康増進センターの機能は、そのA棟2階に高齢者レクリエーションゾーンとして設置される「高齢者ラウンジ」に移転することになっています。しかしながら、今回上程された健康増進センター設置及び管理条例では、現状の健康増進センターの指定管理者との契約期間、雇用されている職員やセンター利用状況等に配慮し、健康増進センターの閉館時期を令和8年3月とすることになりました。同じ機能を持った施設が、約9か月の間ではありますが、2箇所存在することになります。



3. 「北本市栄市民活動センター」等の公の施設の指定管理者が決定しました。

- (1) 北本市障害児学童保育室～NPO法人すきっぷ（指定期間：令和7年4月1日から令和10年3月31日まで）
- (2) 中丸学童保育室ほか～NPO法人北本学童保育の会うさぎっ子クラブ（指定期間：令和7年4月1日から令和10年3月31日まで） なお、応募者は2者とのことでした。
- (3) 北本市東部公民館ほか地区公民館～一般社団法人北本市コミュニティ協議会（指定期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで）
- (4) 北本市栄市民交流センター～北本未来づくり共同事業体（指定期間：令和7年6月1日から令和11年3月31日まで） なお、北本未来づくり共同事業体の代表構成員は街活性室（株）、構成員はNPO法人北本市観光協会、（株）イナホスポーツ、（株）サイオーの各社です。なお、応募者は2者とのことでした。

4. 一般会計補正予算（第6号）の内容について

- (1) 平成26年度から平成28年度分までの個人県民税滞納繰越分の不足分を振込む経費が計上されました。
- (2) 東コミュニティ委員会が拠点としていた勤労福祉センターが令和7年3月で閉館となることから、その保有する什器備品を保管する倉庫を体育センターに設置する経費が計上されました。
- (3) 南小通りは解脱通りとの交差点から北へ130mの区間、市道6号線は宮内4丁目地区内について、道路舗装改修工事がゼロ債務負担行為として補正予算に計上され、令和7年度に実施される予定となりました。
- (4) 小学校の水泳指導についても、令和7年度から中学校と同様に民間事業者へ委託し、専門的な指導を受けることになりました。これはプール施設の維持管理費用の低減、教員の負担軽減や天候に左右されない等の面でも評価できるものと思います。なお、小学校の水泳指導民間委託の先進事例としては、愛知県豊明市、刈谷市、大阪府枚方市等があり、埼玉県では戸田市が令和6年度から導入しています。
- (5) 勤労福祉センターは令和7年3月をもって閉館し、その後建物を解体し、土地を売却する方針でしたが、解体費用が予想以上に掛かることが判明したため、現況のままマイナス価格での売却に方針変更されます。

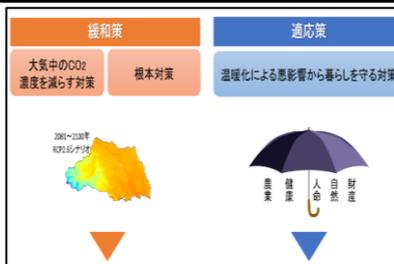
5. 請願について

今回の定例会では、視覚障がい者団体の会長から①視覚障がい者の創業・就業支援の強化を求める請願 ②補装具・日常生活用具に関する請願 ③雇用を求める請願、中央地域の社協地区役員の方から④市内民間路線バスの運賃割引制度の拡大に関する請願の4件が提出されました。

②、③及び④の請願は全員の賛成により採択されましたが、①の請願は所管の建設経済常任委員会において趣旨採択とされ、本会議でも賛成多数で趣旨採択とされました。

なお、同委員会では、視覚障がい者だけでなく、身体障がい者や知的障がい者の創業・就業支援の実情や障がい者の方の要望や意見等を調査し、支援のあり方についての調査・研究活動を行う方向です。

●令和6年第4回定例会での一般質問について



出典：埼玉県気象変動適応センターHP

今回は、北本市ゼロカーボンシティ宣言後の気候変動対策の現状と課題について質問しました。左図のように、気候変動対策には大気中のCO2濃度を減らす「緩和策」と温暖化による悪影響から暮らしを守る「適応策」があります。本市では熱中症対策としての「クーリングシェルター」の指定等の取組を実施してはいますが、「適応策」の重要性の認識は不十分と言えます。今後の「第3次北本市環境基本計画」策定作業を注視していきたいと思っています。

市民の皆様のご意見等をいただきますようお願い申し上げます。北本市議会議員 岡村有正

〒364-0006 北本市北本3-178-3

携帯 090-1704-1623

e-mail: a.okamura5582@gmail.com

FAX 048-594-9987

岡村ありまさホームページ : okamura-arimasa.website

